

法務省人定第15号
平成31年3月29日

法務省民事局長 殿
法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公印省略)

法務局及び地方法務局の職員の配置定員について（依命通達）

標記については、下記のとおりとし、平成31年4月1日から施行することとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、本依命通達の施行に伴い、平成30年12月27日付け法務省人定第67号当職依命通達「法務局及び地方法務局の職員の配置定員について」は、廃止します。

記

- 1 各法務局及び各地方方法務局別の職員の配置定員は、別表のとおりとする。
- 2 法務局又は地方法務局の各支局別及び法務局若しくは地方法務局又はその支局の各出張所別の職員の配置定員は、別表に定める当該法務局又は地方法務局の職員の配置定員の範囲内において、当該法務局長又は地方法務局長が別に定める。

別表 各法務局及び各地方方法務局別の職員の配置定員

管轄法務局名	法務局又は 地方方法務局の名称	配 置 定 員 (人)			
		指 定 職	行政職(一)	行政職(二)	合 計
札幌法務局	札幌法務局	1	221		222
	函館地方法務局		55	1	56
	旭川地方法務局		72		72
	釧路地方法務局		79		79
	小 計	1	427	1	429
仙台法務局	仙台法務局	1	207	2	210
	青森地方法務局		105		105
	盛岡地方法務局		126	1	127
	秋田地方法務局		89		89
	山形地方法務局		96	1	97
	福島地方法務局		163		163
	小 計	1	786	4	791
東京法務局	東京法務局	1	1,119	3	1,123
	水戸地方法務局		179		179
	宇都宮地方法務局		131		131
	前橋地方法務局		144	1	145
	さいたま地方法務局		341		341
	千葉地方法務局		306	1	307
	横浜地方法務局		420		420
	新潟地方法務局		172	1	173
	甲府地方法務局		81		81
	長野地方法務局		168		168
	静岡地方法務局		209	1	210
	小 計	1	3,270	7	3,278
名古屋法務局	名古屋法務局	1	414	1	416
	富山地方法務局		88		88
	金沢地方法務局		91		91
	福井地方法務局		74		74
	岐阜地方法務局		142	1	143
	津地方法務局		144		144
	小 計	1	953	2	956
大阪法務局	大阪法務局	1	528	1	530
	大津地方法務局		98	1	99
	京都地方法務局		168	1	169
	神戸地方法務局		321	1	322
	奈良地方法務局		96	1	97
	和歌山地方法務局		97	1	98
	小 計	1	1,308	6	1,315

管轄法務局名	法務局又は 地方法務局の名称	配 置 定 員 (人)			
		指 定 職	行政職(一)	行政職(二)	合 計
広島法務局	広島法務局	1	224	2	227
	鳥取地方法務局		68	1	69
	松江地方法務局		88	1	89
	岡山地方法務局		135	1	136
	山口地方法務局		115	1	116
	小 計	1	630	6	637
高松法務局	高松法務局		108	2	110
	徳島地方法務局		69		69
	松山地方法務局		105	2	107
	高知地方法務局		84	1	85
	小 計		366	5	371
福岡法務局	福岡法務局	1	335	1	337
	佐賀地方法務局		80	1	81
	長崎地方法務局		106		106
	熊本地方法務局		150		150
	大分地方法務局		100		100
	宮崎地方法務局		96	2	98
	鹿児島地方法務局		135		135
	那覇地方法務局		110		110
	小 計	1	1,112	4	1,117
合 計		7	8,852	35	8,894